

新幹線プレス

2012年4月27日 No.47

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

やっぱり東二運・庭山分会長の訓告処分は狙い撃ちだった!!

(地方・中央苦情処理会議で処分のデタラメさが明らかになる)

東二運庭山分会長に3月23日発令された訓告処分に対する苦情処理会議が4月3日(地方苦情処理会議)と4月20日(中央苦情処理会議)に開催されました。

《苦情処理会議の“核心的なやりとり”》

組合：時系列等報告書を書かなかったことが訓告処分の理由とされているが、時系列等報告書を書かなかったら必ず処分されるのか。書かなくても処分されない場合もあるのではないか。時々で違うのは問題である。庭山分会長への訓告処分を撤回すること。

会社：ケースバイケースである。具体的事例は今ここでは分からないがそういう(時系列等報告書を書かなくても処分しない)場合もある。

組合：なぜ処分理由が時系列等報告書を書かなかったことで労働時間内に食事をしていなかったことが処分理由にならないのだ。

会社：労働時間内に食事を取っていたことは問題だが、今回の処分理由はそのことではなく、時系列等報告書の作成を拒否したことである。

組合：早目出勤して乗務準備をおえて、乗務点呼前に飲食等の私用をすることは慣行として行われてきている。実際、今回も食事をしている現場を現認しながら賃金カットも処分もしていない。このような会社として問題にできない行為(食事)について、なぜ庭山分会長の場合だけ問題にして時系列等報告書を強要するのか。

会社：今回の処分は、上司が報告(時系列等報告書の作成)を求めていることを拒否したことに対する懲戒権の行使である。

全組合員のみなさん!!

時系列等報告書を書かなかった時「処分する場合も、処分しない場合もある。ケースバイケースである」などおかしいと思いませんか!

会社は、社員を出勤時間前に早目出勤させ(出勤点呼を行う)、労働時間前から乗務準備(超勤も払わず、サービス労働)をさせているのです。だから乗務準備が終わったら乗務点呼時間までに飲食等の私用をしても賃金カットも処分もできないのです。

今回の東二運・庭山分会長への訓告処分は、なんら整合性のないデタラメな処分であり、まさに、JR東海労・東二運分会の庭山分会長を狙い撃ちにした不当処分以外のなにものでもありません。

新幹線地本は、東二運の組織破壊攻撃を意図した今回の不当処分を絶対に許すことなく、あらゆる手段を行使して処分撤回に向けて闘います。